

■科目名 公務員労働法 青山木曜日2時限

■担当者 藤川久昭

■受験者総数 34名

■X評価の人数 7名

■成績評価割合 AA0名 A19名(55%) B12名(37%) C3名(8%) D0名(0%)

■学部所定の成績評価比率と異なる場合の理由

※本講義は、成績評価比率基準適用対象の科目ではない

シラバスで示した成績評価基準にそって採点したところ、このような結果となった。ずばぬけて出来た答案は皆無であったが、講義内容をもとに、しっかりした答案が多く、その努力と出来が十分にA評価に匹敵するところから、A比率を高いままに残した。

■試験問題

問1 講義でとりあつかった東京都事件について、下記の問題に答えて下さい。

① 事案の概要を説明して下さい。

② 最高裁判決の概要を、論点毎に説明して下さい。

問2 A市のB市長では、民間と共同出資でC社を作り、そこに公務員を派遣しようとしている。できれば給与は市で持ちたいと考えている。講義で学んだことをもとに、答えて下さい。

① B市長に、本件で法的問題が生じないためにはどうしたらいいか、アドバイスを行って下さい。

② A市民のDさんが、このことで裁判をするときにどうしたらいいか、アドバイスを行って下さい。

■出題意図

講義で取り上げた判例・裁判例の理解を確認することであった。

■講評

上述したとおり、まず、講義内容をもとにしっかりと学習した形跡のある答案が多かった。しかし、ずばぬけて出来た答案は皆無であった。これは問2を事例形式にしたことも理由の一つであろう。不合格者が一人も出なかったことには、教える側として満足している。